

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- 専門家と労働災害防止団体の活用
 - ・安全衛生分野の専門家の活用
 - ・労働災害防止団体の活動の活性化
- 業界団体との連携による実効性の確保
- 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用
 - ・産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用
 - ・事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

- 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表
 - ・労働環境水準の指標の普及
 - ・労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表
- 重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応
- 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上
 - ・不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
 - ・県民全体の安全・健康意識の高揚

④発注者、製造者による取組強化

- 発注者等による安全衛生への取組強化
 - ・発注者等による安全衛生への取組強化
 - ・荷主による取組みの強化
 - ・建設工事発注者に対する要請
- 製造段階での機械の安全対策の強化
 - ・機械災害防止対策の推進
 - ・機械の本質安全化の促進

⑤東日本大震災を受けた対応

- 東日本大震災の復旧工事対策
 - ・復旧工事における労働災害防止
 - ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底
- 除染作業での放射線障害防止対策

お問い合わせは、群馬労働局健康安全課・各労働基準監督署まで

名称	所在地	電話番号
群馬労働局労働基準部健康安全課	前橋市大渡町1-10-7(群馬県総合公社ビル8階)	027-210-5004
高崎労働基準監督署	高崎市東町134-12(高崎地方合同庁舎内)	027-322-4661
前橋労働基準監督署	前橋市大手町1-1-3	027-232-3600
伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517	0270-25-3363
桐生労働基準監督署	桐生市末広町13-5(桐生地方合同庁舎内)	0277-44-3523
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1	0276-45-9920
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4	0278-23-0323
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10	0274-22-1418
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条664-1	0279-75-3034

第12次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画の概要

～平成25年4月から平成30年3月までの5か年計画～

「誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するための計画です」

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体等だけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければなりません。

「労働災害をゼロにすること」という究極的な目標の実現に向け、群馬労働局では平成25年度から平成29年度までの5年間で達成する目標を定め、5か年計画を策定しました。

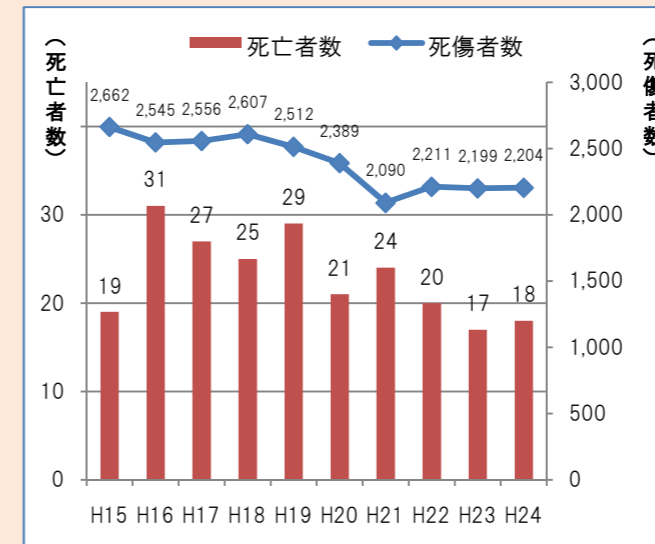
本計画では、実施すべき主な取組を示しており、事業者、労働者をはじめすべての関係者が自ら積極的に対策を推進し、安全衛生水準の向上に努めることが求められます。

計画の目標

- ①平成29年において、前計画期間中の死亡者総数と比較して、当計画期間中の**死亡者総数を15%以上減少させる**（100人 → 85人）
- ②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による**死傷者の数を15%以上減少させる**（H24 2,204人 → H29 1,873人）

- 労働災害は減少していますが、いまだに多くの方が被災されています。
- 第三次産業では増加しています。

【労働災害による死傷者数】



【業種別の労働災害による死傷者数の推移】

業種	H15	H20	H21	H22	H23	H24	災害増減率
製造業	989	865	713	730	760	751	-24.1%
食料品製造業	206	187	219	185	218	202	-1.9%
金属製品製造業	202	212	127	139	129	136	-32.7%
輸送機械製造業	122	115	83	73	106	96	-21.3%
建設業	424	324	271	263	249	265	-37.5%
道路貨物運送業	378	313	277	291	309	253	-20.2%
第三次産業	780	803	735	819	781	805	+3.2%
小売業	198	185	196	198	213	199	+0.5%
社会福祉施設	47	85	63	93	94	90	+91.5%

※災害増減率は、平成15年と比較した平成24年の増減率

基本的な考え方

- 長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込む
- 重点業種・疾病ごとに数値目標を設定し、社会情勢の変化も踏まえつつ進捗状況进行评估する

ポイント①

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を設定し、毎年の達成状況を踏まえて対策を展開します

ポイント②

災害件数を減少させるための重点業種を位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている「小売業」、「社会福祉施設」、「道路貨物運送業」に対する集中的取組を実施します

ポイント③

死亡災害等重篤度の高い業種に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業と製造業に対して、建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を絞って取り組みます

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策

- 【目標】
- 小売業 死傷者数を20%以上減少(対平成24年比)
- 社会福祉施設 死傷者数を10%以上減少(対平成24年比)

- 安全衛生管理体制の強化
- 小売業における大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- 小売業におけるバックヤードを中心とした作業場の安全化
- 社会福祉施設(介護施設)における腰痛、転倒防止対策を推進

道路貨物運送業対策

- 【目標】死傷者数を15%以上減少(対平成24年比)

- 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等
- トラック運転手に対する安全衛生教育の強化
- 荷主による取組の強化

建設業対策

- 【目標】
- 死亡者総数を20%以上減少(対11次防比)
- 死傷者数を15%以上減少(対平成24年比)

- 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進
- 震災の影響等による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策
- 解体工事におけるアスベストばく露防止対策、安全対策
- 自然災害の復旧・復興工事対策

製造業対策

- 【目標】
- 死亡者総数を20%以上減少(対11次防比)
- 死傷者数を15%以上減少(対平成24年比)

- 機械災害防止対策の推進
- 労働災害防止団体と連携した取組み

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

- 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
- 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

高年齢労働者対策

- 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- 基礎疾患等に関連する労働災害防止

非正規労働者対策

- 非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握と対策の検討
- 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- 【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

- メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
- ストレスへの気づきと対応の促進
- 取組方策の分からない事業場への支援
- 職場復帰対策の促進

過重労働対策

- 【目標】週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 30%以上減少(対平成23年比)

- 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
- 働き方・休み方の見直しの推進

化学物質による健康障害防止対策

- 【目標】危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上

- 発がん性に着目した化学物質規制に基づく迅速な対応
- リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供
- 作業環境管理の徹底と改善

粉じん障害防止対策

- 【目標】じん肺新規有所見者数を20%以上減少(対11次防比)

- 局所排気装置等の設置、有効保持の徹底
- ずい道等建設工事における粉じん対策の促進
- 有効な呼吸用保護具の使用の徹底

腰痛・熱中症予防対策

- 【目標】
- 腰痛 社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少(対平成24年比)
- 熱中症 5年間の熱中症による死傷者数を20%以上減少(対11次防比)

- 腰痛予防教育の強化
- 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及
- 屋外作業における熱中症予防対策の推進
- 熱中症対策製品の客観的評価に基づく適切な選択の促進

受動喫煙防止対策

- 【目標】受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下

- 受動喫煙防止対策の普及・促進
- 受動喫煙防止対策の強化